

安全保障理事会決議 2139 (2014)

2014年2月22日、安全保障理事会第7116回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012) および 2118 (2013) 並びに 2011年8月3日、2012年3月21日、2012年4月5日および2013年10月2日の安保理議長諸声明を想起し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的および原則に対する、安保理の強い公約を再確認し、

国際連合事務総長および子どもと武力紛争担当事務総長特別代表が報告したように、受け入れがたくまた段階的に拡大しつつある暴力のレベル並びに 10,000 名以上の子どもを含む、シリアにおける 100,000 名を優に越す死者のことは慚愧に耐えず、

シリアにおける人道状況の著しくまた急な悪化、とりわけ包囲された地区に閉じこめられた数千の市民、その大部分がシリア軍によりそしてある者は反体制派集団により包囲されている、の悲惨な状況、並びに辺鄙な地区にいる 300 万名以上の悲惨な状況に深刻な憂慮を表明し、またシリア国内で困っている全ての市民に対して人道援助の入手方法を提供することにおける問題点と提供できないことを憂慮し、

国際連合緊急人道援助の指導原則を尊重する必要性を強調しまたそのような援助が必要性、政治的な予断や目的が無く提供されることの重要性を強調し、シリアと近隣諸国における国際連合および全ての人道と医療の要員の取組を称賛し、そして多くの人道要員の死亡、傷害および拘禁をもたらしてきた、国際連合職員並びに人道関係者に対する暴力のあらゆる行為または脅威を非難し、

全体の地域に不安定な影響を有する、シリアにおける紛争を原因とする難民および国内避難民の増加している数に深刻な懸念を表明し、そして現行の暴力の結果としてシリアを逃れてきた 240 万以上の難民に便宜をはかるために、地域の諸国、特にレバノン、ヨルダン、トルコ、イラクそしてエジプトに

より行われてきた著しく且つ称賛に価する取組に対して安保理の感謝の念を強調し、その一方でこれらの諸国における大規模な人々の存在の莫大な政治的、社会経済的および財政的影響を確認し、そして難民および国内避難民のためのキャンプの安全と非軍事的性格を尊重し且つ維持する全ての当事者の必要性を強調し、

2014年1月15日のクウェートが主催国を務めた、第二回シリア国際人道支援拠出誓約会議における総額25億ドルの誓約を歓迎しまた国内避難民を含む、シリアのあらゆる部分における必要としている人々並びに近隣の受け入れ国における難民に対して人道支援を提供することを誓約した加盟国および地域的並びに準地域的機構に対し安保理の感謝の念を表明し、そして全ての加盟国に対し、誓約の時宜を得た支払および増加する人道的必要性に一致した継続的な支援を確実にすることを求め、

全ての当事者に対し、シリアにおける人間の苦しみを導き出したあらゆる暴力を直ちに止め、シリアの豊かな社会のモザイクと文化的遺産を守り、そしてシリアの世界遺産の保護を確保する適切な措置を講じることを求め、

アル・カーイダと関係のある組織や個人、その系列組織および他のテロ集団により実行された多くの犠牲者と破壊をもたらした増加したテロ攻撃を強く非難し、そしてそのような組織や個人により実行されたテロ行為に終止符を打つことを約束させるという全ての当事者への安保理の呼びかけをくり返し表明し、あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認する一方で、

2013年10月2日の安保理議長声明(S/PRST/2013/15)が期待されたようには果たされておらずまた現場での意味ある進展にまだ利用されていないこと、そして人道援助の提供がシリア全土で妨害され続けていることに安保理の遺憾の意を表明し、人道的アクセスの拒否のあらゆる事例を非難する一方でまた援助物資とアクセスを意図的に妨害することを含む、人道的アクセスの恣意的な拒否と自らの生存に不可欠な物を文民から奪うことは、国際人道法の違反を構成し得ることを想起し、

人道的状況は、危機に対する政治的解決がないので悪化し続けることを強調し、2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケ(決議2118(2013)の添付文書II)に対する安保理の支持をくり返し表明

しそして全ての当事者が、あらゆる暴力、人権侵害および国際法の違反に直ちに終わりをもたらし、またシリア国民の合法的憧れを叶えそして彼らに自らの将来を決定することを自主的に且つ民主的に可能にする移行を導き出す、2014年1月22日にモントゥーで始まったシリア人主導の政治過程を促進すること、を目的としたジュネーブ・コミュニケの早速の且つ包括的な実施に向けて活動することを要求し、

1. シリアにおける子どもと武力紛争に関する国際連合事務総長報告書（S/2014/31）に詳述されたような、あらゆる形態の性的およびジェンダーに基づく暴力を含む、シリア当局による人権と国際人道法の広範な違反並びに武装集団による人権侵害および国際人道法違反、並びに勧誘と使用、殺害と傷害、レイプ、学校や病院に対する攻撃並びに恣意的な逮捕、勾留、拷問、虐待および人間の楯としての使用のような、適用可能な国際法に違反して子どもに対して犯されたあらゆる重大な違反や虐待を強く非難する。

2. 全ての当事者が、その由来にかかわらず、あらゆる形態の暴力に直ちに終わりをもたらし、国際人道法のあらゆる違反と人権侵害を止めまた思いとどまり、そして国際人道法と国際人権法の下での自らの義務を再確認することを要求し、またこれらの違反の幾つかは、戦争犯罪および人道に対する罪に相当する可能性があることを強調する。

3. 全ての当事者が、文民に対するあらゆる攻撃並びに砲撃および空爆を含む、人口密集地区への、樽爆弾の使用のような、無差別な武器の使用、それと過度な傷害または不必要な苦しみの原因となる性質の戦闘方法を直ちに止めることを要求し、そしてあらゆる状況において国際人道法を尊重し且つ国際人道法の尊重を確保する義務をこれに関連して想起し、また更に、とりわけ一般住民と戦闘員とを区別する義務および無差別攻撃並びに文民および非軍事目標に対する攻撃の禁止を想起する。

4. 全ての当事者、とりわけシリア当局が、適用可能な国際人道法の規定および国際連合緊急人道援助の指導原則に従った、人道救援活動の拡大を促進することを通じたものを含む、安全保障理事会議長による2013年10月2日の声明（S/PRST/2013/15）の規定を完全に実施することを要求する。

5. 全ての当事者に対し、ホムスの旧市街（ホムス）、ヌブルとザハラ（アレッポ）ムウダミーヤ・シャーム（ダマスカス郊外）、ヤルムーク（ダマスカス）、東部グータ（ダマスカス郊外）、ダーラヤー

(ダマスカス郊外) および他の場所におけるものを含む、人口密集地の包囲を直ちに解除することを求め、そして全ての当事者が、医療援助を含む、人道援助の提供を許可し、文民の生存に欠くことのできない食糧と医薬品を文民から奪うことを止め、そして去ることを望む全ての文民の迅速な、安全なまた妨害のない避難を可能にすることを要求し、そして戦闘の方法としての文民の餓死は、国際人道法によって禁止されていることを想起しつつ、シリアにおけるあらゆる影響を受けた地区への人道機関の安全且つ妨害のないアクセスを許可するため、人道的な一時的休戦、平穏の日々、地方に限定された停戦および休戦について合意する当事者の必要性を強調する。

6. 全ての当事者、とりわけシリア当局が、人道援助が最も直接的な経路を通して必要としている人々に届くことを確保するために、紛争線および国境を越えたものを含んで、国際連合人道機関およびその実施協力機関に対し迅速な、安全なまた妨害のない人道的アクセスを直ぐに許可することを要求する。

7. 全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、その統制の下にあるあらゆる地区において援助を必要としている住民に対する安全且つ妨害のない人道的アクセスを迅速に促進することによるものを含んで、シリアにおける影響を受けた人々に対して即座の人道援助を提供する、国際連合、その専門機関および人道援助活動に従事している全ての人道関係者の取組を促進するためあらゆる適切な措置を講じることを促し、そして国際連合、その専門機関およびシリアの市民社会組織を含む関係する全ての当事者に対し、シリア領域の全体におけるアクセスと援助の供給を促進することを奨励する。

8. 全ての当事者が、医療の中立性の原則を尊重しそして医療関係者、装備、輸送および外科の道具を含む備品の、あらゆる地区への自由な通行を促進することを要求し、そして国際人道法の下で、傷病者は、実行可能な最大限まで、そしてできるだけ早く、その条件により要求される治療と注意を受けなければならないこと、および医療と人道関係者、施設並びに輸送は、尊重されまた保護されるべきことを想起し、そして人道援助の積み荷から医療備品を取り去ることに重大な懸念を表明する。

9. 全ての当事者が、民族的、宗教的および宗派的共同体の構成員を含む、文民を保護するためにあらゆる適切な措置を講じることを更に要求し、そして、これに関連して、その住民を保護する主要な責任は、シリア当局にあることを強調する。

10. 全ての当事者が、医療施設、学校および他の非軍事的施設を非武装化しそして人口密集地区に軍事的な陣地を設けることを避けまた非軍事的目標に対する直接の攻撃をやめることを更に要求する。

11. シリアにおける文民の恣意的拘禁および拷問、特に刑務所や拘禁施設におけるもの、並びに誘拐、拉致および強制失踪を強く非難し、そしてこれらの実行の即座の終了および女性と子ども並びに病気の、けがをしたそして高齢の人々を初めてとしてまた国際連合要員とジャーナリストを含む全ての恣意的に拘束された人々の釈放を要求する。

12. 全ての当事者に対し、国際連合要員、その専門機関の要員および人道援助活動に従事している全ての他の要員の安全を、彼らの移動とアクセスの自由を害することなく、確保するためあらゆる適切な措置を講じることを促し、そしてこれに関連した主要な責任はシリア当局にあることを強調しまたこれらの取組を妨害しない必要性を更に強調する。

13. 国際人道法の違反および人権の侵害と虐待に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性を強調し、そしてシリアにおけるそのような違反や虐待を犯したかあるいは別な方法で責任を有する者は、訴追されなければならないことを再確認する。

14. アル・カーイダと関係のある組織や個人、その系列組織および他のテロ集団により実行された多くの犠牲者と破壊をもたらした増加したテロ攻撃を強く非難し、反体制派集団に対し、反対派が維持している地区において国際人道法の重大な違反に対し責任を有するこれらの組織や個人の排除を維持することを促し、シリア当局および反体制派集団に対し、アル・カーイダと関係のある組織や個人、その系列組織および他のテロ集団と闘うことおよび打ち負かすことを引き受けることを求め、あらゆる外国人戦闘員が直ちにシリアから撤退することを要求し、そしてあらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認する。

15. 人道的状況は、政治的解決がないので悪化し続けることを強調し、2014年1月22日にモントルーで始まったシリアに関するジュネーブ会議をこれに関連して歓迎し、また全ての当事者が、シリア国民の合法的憧れを叶えそして彼らに自らの将来を決定することを自主的に且つ民主的に可能にする

純粹に政治的な移行を導き出す 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケの包括的な実施に向けて活動することを要求し、また政治的解決に関する迅速な進展は、女性を含むシリア社会の全ての集団および階層並びに代表による完全な参加を含めるべきであり、また平和的にシリアにおける状況を解決する唯一の持続可能な機会を表していること、そして本決議の履行はシリア国民の人道的必要性を叶えるために重要であることを更に強調する。

16. 全ての加盟国に対し、危機により影響を受けた人々の連続している必要性を叶えるための国際連合人道アピールに貢献することまたはその支援を増やすこと、そして関連する国際機関と調整してこの支援を提供すること、また全ての誓約が十分に守られることを確保することを促し、そして全ての加盟国に対し、責任分担の原則に基づき、直接の支援を提供することによるものを含んで、増加している人道的必要性に対応することを近隣の受け入れ諸国に可能とするため、当該諸国を支援することを更に促す。

17. 事務総長に対し、シリアにおける全ての当事者による本決議、とりわけ第 2 項から第 12 項の履行について、その採択から 30 日後にそしてその後は 30 日毎に、そして事務総長報告書の受領について、安保理に報告することを要請し、本決議を遵守しない場合には、さらなる措置をとる安保理の意図を表明する。

18. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。